

事 務 連 絡

令 和 2 年 4 月 7 日

都道府県

各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染防止等のための生活困窮者自立支援制度における対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、一都一府五県に対し、緊急事態宣言を行ったところです。

こうした状況を踏まえ、緊急事態措置区域における緊急事態措置期間の生活困窮者自立支援制度における支援の実施については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取組を行いつつ、同時に、生活にお困りの方に必要な支援を行う必要があります。

具体的には、各都府県において講じられる緊急事態措置等を踏まえつつ、下記について留意の上、必要な措置を講ずるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、家計や仕事、住まい等に不安を抱えておられる方々に対し、必要な相談支援等を継続していただくようお願いします。

また、自立相談支援機関等が入居する建物が一斉休館により影響を受ける可能性についても、あらかじめ、最小限の開所について建物管理者との調整を行ってください。

緊急事態措置区域及び期間以外の対応については、本通知を参考として、必要な対応をお願いします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

記

1. 生活困窮者自立支援の実施における基本的留意事項

(1) 「三つの密」の回避等

自立相談支援機関、就労準備支援事業所、認定就労訓練事業所、家計改善支援事業所、子どもの学習・生活支援事業所、生活困窮者一時宿泊施設（以下「自立相談支援機関等」という。）においては、いわゆる「三つの密」を避けるとともに、相談支援員等の手洗い、咳エチケット等の徹底、自立相談支援機関等内の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる相談支援員等の出勤免除や外出自粛勧奨等を行うこと。

【参考】「三つの密」（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。

(2) 相談支援における電話等の積極活用等

自立相談支援機関等が相談支援を行うに当たっては、初回の面接など対面で対応を行う必要がある場合を除き、電話等による対応を積極的に活用するとともに、支援プランの交付、住居確保給付金の申請のうち書面のやりとりで足りる部分については、郵送により行うなど相談支援員等と相談者の接触の回避に努めること。

(3) 対面による相談支援における予約制の実施等

対面で相談対応を行う必要がある場合には、電話等による予約制とすることや、個別の相談ブース、相談室を利用すること等による相談者同士の接触の回避に努めること。

(4) 必要性が高いケースに限定した訪問支援の実施

訪問による支援については、相談者が自立相談支援機関等への来所が難しい理由があり、訪問の必要性が高いケースに限定すること。

(5) 電話やビデオ通話等による就労支援の実施

就労支援員による模擬面接は電話やIT（ビデオ通話等）により実施することや、応募書類の作成指導はFAXやメール等を活用するなど、対面によらない支援の実施が可能か、検討を行うこと。

2. 各事業の個別留意事項

(1) 自立相談支援事業

支援調整会議や支援会議など、関係者が一同に会して開催する会議については、書面による代替やビデオ会議等、関係者の接触を避けること。

(2) 就労準備支援事業及び認定就労訓練

就労準備支援事業及び認定就労訓練については、セミナー、ワークショップは、IT（ビデオ通話や動画配信等）の活用を検討いただきたい。就労体験、就労訓練等の実施については、例えば、屋外で一定の距離を取り利用者同士等の接触を回避する等感染リスクに配慮した環境を整えて実施していただきたい。そのような環境が整備できない場合には、緊急事態措置期間における実施を見送っていただきたい。

なお、見送る場合には、措置期間後の訓練計画の見直し等、必要な対応を行うこと。

(3) 子どもの学習・生活支援事業

子どもの学習・生活支援事業については、学習支援の場が子どもの居場所となっていることに留意しつつ、事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 学習支援の実施に関しては、学習教材を配布し、メールや電話等により支援員が助言・指導を行うなどの対面以外での方法を検討すること。
- ・ 食事の提供については、衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能となっていること。
- ・ 農林水産省が実施する新しい事業を活用してフードバンクと協力することが可能であること。
- ・ フードバンク等から提供を受ける食材の輸送費や、フードバンク等に食材を受け取りに行く際の人件費等については、子どもの学習・生活支援事業の予算補助の対象となること

(4) 一時生活支援事業

一時生活支援事業については、「三つの密」をできるだけ避けるように配慮するとともに、以下のような感染防止策を講じていただきたい。

- ・ 利用者に手洗い・咳エチケットを励行すること
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる利用者の医務室や面談室等への移動

また、失業等により居所のない方からの相談に備え、必要な一時宿泊場所を確保するとともに、ネットカフェ等の一時休業等により影響をうける居住が不安定な方については、自立相談支援機関等と連携し、情報収集を行い、必要な支援を行っていただきたい。

(5) ホームレスの自立支援

ホームレスの方々への支援に当たっては、ネットカフェ等の一時休業等により影響をうける居住が不安定な方が一定数いること等には留意しながら、「ホームレス等の生活困窮者に対する支援等に関する協力依頼について」（令和2年2月25日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により依頼しているとおり、

- ・ 健康状態の悪化等が懸念される場合には、医療機関への受診勧奨等を行うこと
- ・ 発熱等の症状が続いている方を把握した場合については、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること
- ・ ホームレスの方々が適時の情報を入手することが困難な状況であることが多いことを鑑みたチラシを活用した情報提供
- ・ 巡回相談業務の実施する職員（委託事業者を含む）における感染防止の取組

等の対応をお願いする。

以上